

「仏暦二五五四年（西暦二〇一一年）・ 預金者の預金受取り申請、権利行使、及 び預金者への給付の原則、方法、要件に ついての預金保護機構理事会布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコク事務所編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五五四年（西暦二〇一一年）・預金者の預金受取り申請、権利行使、及び預金者への給付の原則、方法、要件についての預金保護機構理事会布告

前文省略

第一項

本布告を「仏暦二五五四年・預金者の預金受取り申請、権利行使、及び預金者への給付の原則、方法、要件についての預金保護機構理事会布告」と呼ぶ。

第二項

本布告は官報公示日の翌日から施行する。〔官報公示は二〇一一年八月一日〕

第三項

本布告において、

「機構（サターバン）」とは、預金保護機構を意味する。

「金融機関（サターバン・ガーンゲン）」とは、金融機関事業法に基づく商業銀行、ファイナンス会社、もしくはクレジットフォンシエ会社、または勅令で定められたところに基づく設置法のある銀行を意味する。

「預金者（プー・ファークグン）」とは、金融機関の預金口座の所有者として名のある者を意味する。

「預金（グンファーク）」とは、預金者に払い戻す義務のある、金融機関が民衆またはいずれかの者から預かった金銭を意味する。

第四項

金融機関が金融機関事業法に基づく許可書の取消処分を受けた時、機構は保護を受ける預金の種類、すなわち以下の国内パーツ預金に係る預金保護機構理事会布告に基づき保護される金銭を預金者に対し給付する。

（一）当座預金口座。

（二）普通預金、積立預金、通知預金の口座、または要求時に払い戻さなければならぬその他の呼称の預金口座。

（三）満期時に払い戻される預金口座。

（四）預金カード。

（五）預金預かり書。

（六）預金者に払い戻す義務のある、金融機関が民衆またはいずれかの者から預金を引き受けるその他の呼称の預金口座。

ここに、為替管理法に基づく国外居住者のパーツ預金、隠れた派生預金及び金融機関間

の預金の預金は含めない。

第五項

預金保護機構は以下のように仏暦二五五一年預金保護機構法令の第五条に基づき保護される預金額に従い預金者に給付する。

仏暦二五五一年八月一日～仏暦二五五四年八月一〇日は、預金口座に明らかにされた金額の全額。

仏暦二五五四年（西暦二〇一一年）八月一日～仏暦二五五五年（西暦二〇一二年）八月一〇日は、５００万バーツ以下。

仏暦二五五五年（西暦二〇一二年）八月一日以降は、１００万バーツ以下。

第六項

金融機関が金融機関事業法に基づく許可書を取り消された時、預金者は機構が定めた形式及び場所に従い、機構が給付請求申請書提示を告示した日から９０日以内に、もしくは大臣が期間延長を命じた時はその期日までに給付請求申請書を提出するとともに、機構から給付される金額における請求権を譲渡しなければならない。申請書提出にあたっては国民証もしくは同様のその他の身分証明書、旅券、または預金口座の所有者が法人である場合はその法人の登記証明書などの預金口座の所有者であることを証明する証拠を示すとともに、預金通帳、預金カード、預金預かり書、預金残高通知書（バンク・ステートメント）、もしくは機構が布告規定したところに基づくその他の書類などの預金の証拠を示す。

第一段に定めた期間内に給付を申請しなかった預金者は、当該給付における権利を喪失したものとみなす。ただし不可抗力があり、その不可協力の事由がなくなった日から９０日以内に預金者が給付を請求した場合はその限りではない。権利を喪失した預金者は、第七項（一）における保護を超えた部分の預金の場合と同様に、清算手続きに基づきその金融機関の破産財団から当該債権の弁済を求める権利を保持する。

第七項

機構は預金者が第六項に基づき申請書と証拠を全て正しく提出した日から３０日以内に、以下の給付の原則、方法、要件に従い預金者に金銭と未払い利息を給付する。

（一）機構は金銭、及び金融機関が金融機関事業法に基づく許可書を取り消された日までにその預金から生じた利息を、保護を受ける金額を超えない額で、預金者の全口座を合わせた預金額に基づき、申請書を提出した各預金者に対し給付する。全口座の合計預金額が保護を受ける金額を超える場合、機構は保護を受ける金額のみ給付する。預金者は保護を超えた部分の預金について清算手続きに従って金融機関の破産財団から債権の弁済を求める権利を有する。

（二）機構は許可書を取り消された金融機関における預金者の預金及び未払い債務のデ

一々に依拠して給付する。預金者が払い戻しを求める金額が金融機関のデータと合致しない、または疑える事由がある場合、機構は預金者に追加の証拠提出を求める、または一致した預金のみ、もしくは疑える事由を除いた部分の預金のみ給付することができる。合致しない部分、もしくは疑える事由のある部分については機構が相当との判断に基づき手続きを取る権限を有する。

(三) 機構は口座の所有者として名のある預金者、その相続人、または裁判所が預金口座の所有者として確定判決もしくは命令を下した者にのみ給付する。口座の所有者として複数の者の名がある場合、機構はその金融機関が有する明瞭な預金の証拠に基づき、その者が預金口座において権利を有する割合に従い、口座の各所有者に給付する。各人がその口座において有する預金額が分からない場合は、当該預金者各人が同じ割合を有するものとみなす。

(四) 預金者が複数の口座に預金を有する場合、機構はより高い利息のある口座における給付を優先し、預金の次に未払い利息を給付する。

(五) 預金者が許可書を取り消された金融機関に金額のはっきりした未払い債務を有する場合、機構は以下の原則に基づき、全口座の合計預金額から未払い債務を相殺した上で残った額を給付する。

(a) 機構は支払い義務金、手数料、費用、実施代金、利息、元本の順で債務を相殺する。預金者が複数口座に債務を有する場合、機構はより高い利息を有する口座における債務から相殺していく。

(b) 預金者が複数の口座に預金を有する場合、機構はより高い利息を有する預金口座から相殺していく。

仏曆二五五四年七月八日 布告

ナリット・チャイースト預金保護機構理事長

(おわり)